

大和市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により、準用河川管理施設等（法第100条第1項の規定により準用される法第13条に規定する河川管理施設及び法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物をいう。以下同じ。）の構造について、管理上必要な技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第179号）において使用する用語の例による。

(準用河川管理施設等の構造の技術的基準)

第3条 準用河川管理施設等は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 準用河川管理施設等は、計画高水位以下の水位の流水の作用（堤防にあつては計画高水位以下の水位の流水の通常的作用）に対して安全で、かつ、その付近の河岸及び準用河川管理施設等の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(2) 堰、水門、樋門、準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚その他計画横断形に影響を及ぼすおそれがある準用河川管理施設等は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、かつ、これらに接続する河床及び河岸の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 準用河川管理施設等の構造について準用河川の管理上必要とされる技術的基準は、法第13条第1項及び前項各号に掲げる基準に適合するよう規則で定める。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

